

令和7年度 社会福祉法人指導監査の結果について

八女市が所轄する19法人のうち令和7年度は9法人の指導監査を実施しましたのでその結果をお知らせします。
また、文書指摘及び口頭指摘事項として下記の点が見られましたので、今後の法人運営の参考としてください。

1. 指導監査結果一覧（件数）

		運営	事業	管理	その他
文書指摘	法令又は通知等の違反が認められ直ちに是正が必要であって、法人運営の適正を確保するために必要と判断する場合	2件	0件	0件	0件
口頭指摘	指導監査ガイドラインに定める指摘基準には該当しないが、内部規定や運用等の違反があり是正を求める場合	17件	0件	16件	1件
助言	上記以外で法人運営の適正確保に資すると考えられる場合	7件	1件	22件	7件

（異なる法人で同一内容の指摘等があった場合の件数は、1件として計上しています。）

2. 主な文書指摘事項

項目	指摘事項
法人運営	欠格事由の申立書や就任承諾書の日付が定時評議員会の後の日付となっているものや、空欄であるものが認められた。前回の定期監査で同様の口頭指摘を受けていたが、改善に至っていなかった。
法人運営	評議員会の日時、場所、議題や議案の決定、および評議員選任・解任委員会の開催について、理事会の決議を経ずに行われていた。前回の定期監査で同様の口頭指摘を受けていたが、改善に至っていなかった。

3. 主な口頭指摘事項

項目	指摘事項
法人運営	定款変更の所轄庁への届出又は許可申請が行われていなかった。
法人運営	定款は最新のものを事務所に備え置くとともに、ホームページ等でも最新の定款を公表していなかった。
法人運営	評議員や役員等の就任にあたって必要となる就任承諾書が備え付けられていなかった。
法人運営	利益相反関係にある理事が決議に加わっていない事実について、議事録への正確な記載がなされていなかった。
法人運営	議事録の議題にない議案の決議が行われており、議題の書き漏れであるか決議内容の誤りであるか判断できなかった。
法人運営	議事録に特殊関係の有無を確認した旨の記載がなかった。
法人運営	記名押印することとなっている議事録署名人の押印がなかった。
法人運営	監事の選任に係る議案を評議員会に提出する際、監事の過半数の同意を得ていなかった。
法人運営	特別の利害関係を有する理事が、当該事項の決議に加わっていた。
法人運営	決議があったものとみなす「みなし決議日」の設定が不正確であった。

項目	指摘事項
法人運営	理事長の職務執行状況報告回数が定款の規定と相違していた。
法人運営	決議省略（みなし決議）を行った際の議事録において、決議があったものとみなされた事項の内容記載が不足しているほか、関連資料が添付されていなかった。
法人運営	決議省略（みなし決議）において、みなし決議日と理事全員の同意書の日付が整合していなかった。
法人運営	定款で「評議員会で別に定める」とされている理事・監事の報酬等の支給総額について、評議員会での審議・決定が行われていなかった。
法人運営	最新の役員等の報酬等の支給基準について、ホームページ等での公表が行われていなかった。
法人運営	出席の都度支給することとなっている役員報酬等の領収連名簿において、出席していない役員等の領収日の記入が認められた。
管理	ホームページに公表されている役員等名簿の情報が更新されておらず、古い情報のままであった。
管理	会計伝票に記載すべき事項の漏れや、会計責任者による押印・サインの欠落が認められた。
管理	小口現金の保管額が、経理規程等で定められた限度額を超過していた。
管理	会計責任者と出納職員が兼務されており、事務の相互牽制が図られていない状況であった。

項目	指摘事項
管理	印鑑と通帳を同一人物が管理していた。
管理	実際の事業運営におけるサービス区分と、経理規程上の区分が相違していた。
管理	貸借対照表の支払資金残高と資金収支計算書の支払資金残高が一致しておらず、不一致の原因特定もなされていなかった。
管理	棚卸資産の実施棚卸や残高管理が不十分だった。
管理	収益（事業未収金）が、本来計上すべき会計年度に適切に計上されていなかった。
管理	事業区分間での繰入・繰出処理が行われていない資産が、実態とは異なる事業の流動資産として計上されていた。
管理	積立金および積立資産の同額計上が行われておらず、また目的の異なる複数の積立金について、目的に合致しない名称で積み立てられていた。
管理	財産目録と固定資産管理台帳の内容が整合しておらず、現有する固定資産の正確な把握が困難な状況であった。
管理	附属明細書と計算書類（貸借対照表）の間で、数値等の整合がとれていなかった。
管理	借入金明細書の内容が計算書類や事実関係と相違しており、正確に作成されていなかった。

項目	指摘事項
管理	控除対象財産の精査を行わずに財産目録を作成した結果、社会福祉充実財産の算定において、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の額が過大に計上されていた。
管理	随意契約を適用できる法令・規定上の条項に該当しない、または該当性が不明確な随意契約が行われていた。
管理	3社以上の見積書を徴することとなっている随意契約において、必要な見積数が確保されていなかった。
その他	評議員選任・解任委員会の招集通知が適切に発出されていなかった。

八女市役所 健康福祉部 福祉課 福祉総務係
令和8年3月31日